

# 兵庫県公報

平成23年10月11日 火曜日 第 2328 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 国土調査の成果の認証（農地整備課）	1
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 保安林の指定施業要件の変更（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	9
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（同）	9
○ 都市計画法及び都市計画に関する公聴会開催規則に基づく説明会及び公聴会の開催（都市計画課）	9
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	15
<b>公 告</b>	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	16
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	17
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	17
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	17
○ 同 上（同）	18
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	20
<b>人事委員会公告</b>	
○ 身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験の実施	22
<b>公安委員会告示</b>	
○ 機械警備業務管理者講習の実施	24

## 告 示

### 兵庫県告示第1061号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成23年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称  
丹波市
- (2) 調査を行った期間  
平成20年6月から平成22年3月まで
- (3) 成果の名称

- 丹波市（大字山南町和田、北和田、応地の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
丹波市大字山南町和田、北和田、応地の一部
- (5) 認証年月日  
平成23年9月27日
- 2 (1) 調査を行った者の名称  
丹波市
- (2) 調査を行った期間  
平成20年7月から平成22年3月まで
- (3) 成果の名称  
丹波市（大字山南町梶・前川の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
丹波市大字山南町梶・前川の一部
- (5) 認証年月日  
平成23年9月27日
- 3 (1) 調査を行った者の名称  
丹波ひかみ森林組合
- (2) 調査を行った期間  
平成21年8月から平成23年3月まで
- (3) 成果の名称  
丹波市（大字氷上町新郷の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
丹波市大字氷上町新郷の一部
- (5) 認証年月日  
平成23年9月27日
- 4 (1) 調査を行った者の名称  
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間  
平成22年1月から同年5月まで
- (3) 成果の名称  
南あわじ市賀集牛内山林部1（賀集牛内山林部の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
南あわじ市賀集牛内の一部
- (5) 認証年月日  
平成23年9月27日
- 5 (1) 調査を行った者の名称  
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間  
平成20年9月から平成22年2月まで
- (3) 成果の名称  
南あわじ市市小井Ⅰ（大字市小井の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
南あわじ市大字市小井の一部
- (5) 認証年月日  
平成23年9月27日
- 6 (1) 調査を行った者の名称  
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間  
平成21年8月から平成23年3月まで
- (3) 成果の名称  
南あわじ市市小井Ⅱ（大字市小井の一部）の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域  
南あわじ市大字市小井の一部
- (5) 認証年月日  
平成23年9月27日
- 7 (1) 調査を行った者の名称  
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間  
平成22年2月から平成23年3月まで
- (3) 成果の名称  
南あわじ市市小井Ⅲ、善光寺Ⅰ、八木立石（大字市小井、善光寺、八木立石の各一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
南あわじ市大字市小井、善光寺、八木立石の各一部
- (5) 認証年月日  
平成23年9月27日



**兵庫県告示第1062号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
淡路市室津字撫2144、2148の1、2149、2152の1、2154の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1063号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
淡路市楠本字城ノ腰2522の9
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1064号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年10月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区村岡字銚子ガ谷3531の44
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1065号**

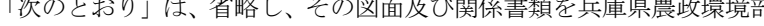
森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年10月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区村岡字銚子ガ谷3531の2、3531の43・3531の45（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、3531の49から3531の51まで、3531の58から3531の60まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1066号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年10月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町小代区大谷字谷山904の4・904の6（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、904の7、904の8
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1067号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成23年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町竹田字所谷1168、1173、1173の1、1174、1174の1、1279、1280の1（次の図に示す部分に限る。）、1281
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1068号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成23年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町中辻字大谷1170、1170の1、1178の1、1178の2（次の図に示す部分に限る。）、1178の3
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大谷1178の1・1178の2（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1069号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市出石町奥山字南尾9の2、9の3、9の10から9の12まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1070号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市出石町奥山字椿谷420の2
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1071号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市出石町奥山字椿谷420の3から420の6まで、420の19から420の29まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1072号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市但東町矢根字アオンジョウ柳原71の2
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1073号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市但東町栗尾字切畑310の51（次の図に示す部分に限る。）、字郷路348の2、349の2、字大戸419の1、419の2
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1074号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市但東町薬王寺字西谷47の1、47の3から47の11まで、47の12（次の図に示す部分に限る。）、47の13、47の16、47の18から47の20まで、47の42から47の45まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1075号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市但東町薬王寺字西谷47の14、47の15

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。



(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1076号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨神戸県民局長から報告があった。

平成23年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 被処分者
  - 商号又は名称 有限会社ワンズワンエスト
  - 代表者氏名 新 井 充
  - 事務所所在地 神戸市東灘区本山北町3-3-19
  - 免許番号 兵庫県知事(6)第9075号
  - 免許年月日 平成19年8月22日
- (2) 処分の内容
  - 平成23年10月12日から同年11月2日までの22日間の業務停止
- (3) 業務停止の範囲
  - 宅地建物取引業に関する一切の業務

- 2 (1) 被処分者
  - 商号又は名称 有限会社さくらハウス
  - 代表者氏名 太 田 貴 司
  - 事務所所在地 神戸市兵庫区水木通1-5-26
  - 免許番号 兵庫県知事(3)第10575号
  - 免許年月日 平成22年2月21日
- (2) 処分の内容
  - 平成23年10月12日から同月26日までの15日間の業務停止
- (3) 業務停止の範囲
  - 宅地建物取引業に関する一切の業務



**兵庫県告示第1077号**

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成23年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 商号又は名称 オリエントハウジング株式会社
- 2 代表者氏名 清 田 敏 夫
- 3 事務所所在地 加古川市加古川町栗津437番地の2
- 4 免許番号 兵庫県知事(6)第400501号
- 5 免許年月日 平成18年11月20日



**兵庫県告示第1078号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり都市計画の変更に係る素案の説明会及び公聴会を開催する。

このことについては、同規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページにも掲載する。

平成23年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 素案を作成した都市計画

(1) 種類及び名称

篠山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
 氷上都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
 柏原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
 春日都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
 市島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(2) 素案の概要

上記の都市計画を変更し、「丹波地域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として別記のとおり素案を作成する。

(3) 素案の閲覧期間

平成23年10月11日（火）から同年11月1日（火）まで

(4) 素案の閲覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び篠山市まちづくり部地域計画課並びに丹波市建設部都市住宅課

なお、素案は、兵庫県のホームページ（[http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd21/wd21\\_000000225.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd21/wd21_000000225.html)）においても掲示する。

2 説明会及び公聴会の日時及び場所

市町名	日時	場所
篠山市	平成23年11月1日（火）午後1時	篠山市ハートピアセンター 農事研修室 篠山市細工所117 電話（079）554-5500
丹波市	平成23年11月1日（火）午後3時30分	柏原総合庁舎福利センター 1階会議室 丹波市柏原町柏原688 電話（0795）73-3870

（説明会の開催後、引き続き公聴会を開催する。）

（収容人員（40人）を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。）

3 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（篠山市及び丹波市内に住所を有する者及び利害関係人とし、代理人は認めない。）は、下記公述申出書提出期間内に、意見の要旨、その理由及び公聴会における報道機関等による撮影・録音の可否並びに住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事宛ての書面を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

4 素案の公述申出書提出期間

平成23年10月11日（火）から同月24日（月）まで（必着）

5 説明会及び公聴会の公開等

説明会及び公聴会はこれを公開する。

なお、素案に対する意見陳述については、説明会では行わず、公聴会で行う。

6 説明会及び公聴会に関する問合せ先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
 電話（078）341-7711 内線4649・4656

別記

「丹波地域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の素案の概要

1 基本的事項

(1) 基本的役割

丹波地域都市計画区域マスタープランは、「21世紀兵庫長期ビジョン」（「丹波地域ビジョン」）及びまちづくり基本条例に基づく「まちづくり基本方針」の実現に向け、都市計画法（以下「法」という。）第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として、長期的視野に立った地域の将来像を明確にするものであり、法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のガイドラインとして策定するものである。

## (2) 対象区域

対象区域は篠山市、丹波市の2市から構成される丹波地域全体とする。また、丹波地域に含まれる都市計画区域については次の表のとおりである。

都市計画 区域名	構成 市町名	行政区域			都市計画区域		
		面積 (ha)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (ha)	人口 (人)	世帯数 (世帯)
篠山都市 計画区域	篠山市	約37,761ha	44,955	16,618	行政区域の一部 約34,995ha	44,109	16,295
丹波都市 計画区域	丹波市	約49,328ha	67,483	23,628	行政区域の全域 約49,328ha	67,483	23,628

## (3) 目標年次

平成22年(2010年)を基準として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、10年後の平成32年(2020年)を目標年次とする。

## (4) 人口・世帯及び産業の動向と将来見通し

## ア 人口の動向と将来見通し

丹波地域の人口は、約11万人(平成22年)である。昭和22年の約15万人をピークに減少を続け、昭和40年以降は、約12万人でほぼ横ばいの状況が続いていたが、平成17年以降は、年約1千人弱のペースで減少し、平成42年には約9万人となると予測される。

65歳以上人口の比率は約28.0%(平成22年)と全県の水準(約23.2%)を上回っており、高齢化は年々進行している。今後も、全県の水準を上回って高齢化は進行し、平成42年には、約36.8%となると予測される。

## イ 世帯の動向と将来見通し

丹波地域の世帯数は、約3.7万世帯(平成22年)である。これまで増加を続けているが、平成22年以降は、年約1千世帯強のペースで減少し、平成42年には約3.2万世帯となると予測される。

## ウ 産業の動向と将来見通し

丹波地域の産業別就業人口構成比は、第1次産業はほぼ横ばい、第2次産業は減少傾向、第3次産業は増加傾向にあり、全県に比べ、第1次産業の比率が高い。

しかし、農業産出額は162億円(平成12年)から134億円(平成18年)となっており、減少傾向である。一方、製造品出荷額は3,483億円(平成12年)から4,450億円(平成21年)となっており、増加傾向である。また、商品販売額は1,671億円(平成14年)から1,622億円(平成19年)となっており、ほぼ横ばいの状況である。

今後、引き続き農業産出額は県内でも高い割合を維持すると考えられる。また、産業別就業人口構成比は、第3次産業の増加傾向が続いていくことが予測される。

## (5) 地域の特徴

## ア 位置・地勢

丹波地域は、県の中東部に位置し、神戸から約30～70km、大阪から約40～80km、京都から約40～80kmと京阪神都市圏からほぼ1～2時間の距離圏にある。

平地部から突出する形の山際と狭く切り立つ山頂稜線を特徴とした山林が地域の面積の75%を占めている。

加古川・由良川の最上流部に位置する丹波盆地と篠山川上流部の篠山盆地という2つの盆地及び谷筋が連続した入り組んだ地形であり、多紀連山をはじめとする山々や加古川、武庫川、由良川の源流、盆地に広がる田園風景とまちや集落が調和した丹波の森を形成している。

さらに本州で最も低い中央分水界を有する「水上回廊」を通じて日本海側と太平洋側の生物が行き交う生物多様性の豊かな地域である。

## イ 市街地形成の経緯

篠山市は、平成11年に多紀郡の篠山町、西紀町、丹南町及び今田町の4町の合併により発足した。

旧篠山町の中心部は、江戸時代には篠山藩の城下町として、明治以降は農産品の加工・流通等の地域の産業の中心として発展してきた。また、福住や安口、古市、今田等のかつての宿場町や陶器町を中心

に、市街地が形成されている。近年においては、J R篠山口駅及び丹南篠山口インターチェンジ周辺から篠山市中心部への幹線道路沿道を中心に市街化が進行している。

丹波市は、平成16年に氷上郡の柏原町、氷上町、青垣町、春日町、山南町及び市島町の6町の合併により発足した。

旧柏原町は、江戸時代に柏原藩の陣屋が設けられ、その城下町として、明治以降も国や県の地方機関が設置され行政機能の中心として発展してきた。また、黒井や佐治、和田等のかつての城下町や宿場町等を中心に市街地が形成されている。近年においては、氷上インターチェンジ周辺から柏原への幹線道路沿道を中心に市街化が進行している。

#### ウ 道路・鉄道

高速道路については、山陰、北陸と京阪神を繋ぐ舞鶴若狭自動車道及び北近畿豊岡自動車道が整備されており、丹南篠山口、春日、氷上及び青垣の4つのインターチェンジがある。

広域幹線道路については、南北方向に国道175号、176号、東西方向に国道372号が整備されている。

鉄道については、J R福知山線及びJ R加古川線により、京阪神及び播磨方面と接続しており、両線は谷川駅で連絡している。また、J R福知山線は昭和61年に全線電化、平成9年に新三田～篠山口間が複線化し、京阪神への通勤・通学の利便性が向上した。

#### エ 地域資源等

丹波地域は、多くの地域資源に恵まれており、これらの資源を生かし、篠山市、丹波市がそれぞれの特色を発揮しつつ相互に関連することで、一体となった丹波らしさを醸成している。さらに、近年は京都丹波地域との大丹波連携により地域の魅力や観光名所を一体的に全国に発信している。

##### (7) 豊かな自然環境

山々に囲まれた農地、合間を流れる河川、里山や樹林の緑、まちや集落が調和した豊かな自然環境を形成している。

##### (8) 歴史的まちなみ等

篠山城跡周辺の伝統的建造物群保存地区、柏原藩陣屋跡周辺、黒井等の城下町、福住、古市、佐治等の旧街道沿いの宿場町、立杭の陶器町等の歴史的まちなみが残っている。

##### (9) 特産品

丹波黒大豆、丹波篠山黒豆、丹波大納言小豆、丹波栗、丹波松茸、丹波山の芋、丹波焼等の特産品が生まれ丹波・篠山ブランドとして全国的な知名度を得ている。

##### (10) 観光資源

丹波の森公苑、兵庫陶芸美術館、丹波年輪の里、道の駅あおがき、道の駅丹波おばあちゃんの里等の観光施設の他、農林業体験や陶芸体験、丹波篠山デカンショ祭りや柏原厄除大祭等の伝統文化、丹波の森国際音楽祭「シューベルティアードたんば」といった新たな交流イベント等、多様な取組が行われている。また、丹波竜や哺乳類等の貴重な化石も発見されている。

## 2 都市づくりの目標

丹波地域は、豊かな自然、歴史的なまちなみ、多くの特産品等、全国に誇る丹波・篠山ブランドの地域資源に恵まれた地域であり、平成元年に策定された「丹波の森構想」のもと、人と自然と文化、産業の調和した地域を目指した先導的な取組が進められてきた。

今後さらに、地域住民の参画と協働を基本に、都市との多様な交流を活性化し、誇りと愛着を持って住み続けることができる都市づくりを目指す。

### (1) 歴史や風土に根ざした魅力あふれる都市づくり

近年、幹線道路沿道等において、丹波地域の景観にそぐわない開発行為や屋外広告物の設置等が見られる。また、農林業の担い手不足が深刻化しており、里山林や農地の荒廃も進んでいる。

このため、森・川・里の豊かな自然や美しい田園景観、城下町や宿場町等の歴史的なまちなみ等の丹波らしい美しい郷土を次世代に継ぐために、環境に優しい地域づくり、美しい景観づくり等の地域固有の風土や文化に根ざした魅力ある都市づくりを目指す。

### (2) 地域の自立と連携（狭域）の都市づくり

人口減少、少子高齢化の進行により、日常生活を支える商業、医療、福祉、教育文化機能等の維持が困難になる地域が増加することが予想される。

このため、必要な生活サービスを持続して提供できるよう地域の拠点づくりを行い、それらの拠点をネットワークで連携し、補完することにより地域全体での自立と連携（狭域）の都市づくりを目指す。

## (3) 安全安心な都市づくり

急峻な山地が多く、南北に流れる河川の源流域という地理的条件から、台風やゲリラ豪雨による浸水や土砂災害の被害が発生している。また、人口減少、少子高齢化の進行や、医師や福祉人材の不足が生じている。

このため、自然災害に対する備えを講じることにより災害に強い安全な都市づくりを目指すとともに、医療や福祉が確保され、子育て世代から高齢者までのすべての人々が安心して暮らせる都市づくりを目指す。

## (4) 交流と連携（広域）の都市づくり

定住人口の減少に伴う地域の担い手の減少により、地域活力が低下してきている。一方で、都市住民には自然に包まれた暮らしや農業体験への志向が高まっている。

このため、古民家や町家の空き家や、廃校となった学校等を再生・活用しつつ、恵まれた地域資源と都会に近い利点を生かして、交流と連携（広域）の都市づくりを目指す。

## 3 区域区分の決定の有無

丹波地域では、幹線道路沿道等一部で市街化の進行が見られるものの、今後、人口及び世帯数が減少することから、急激な市街地の拡大は考えられない。

このため、用途地域や特定用途制限地域等の活用により土地利用コントロールが可能であることから、区域区分を定めない。

## 4 都市づくりに関する方針

## (1) 土地利用に関する方針

豊かな自然や美しい田園景観を保全するため、これらと調和した土地利用を誘導する。また、商業、医療、福祉等の必要な生活サービスを持続して提供できる拠点づくりを行うとともに、歴史的な景観の保全と防災性の向上等、計画的な市街地の整備・改善を図る。

## ア 地域の特性に応じた重層的な土地利用コントロール

丹波地域は、全域を「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」（以下「緑条例」という。）に基づく、緑豊かな環境形成地域に設定しており、「森を守る区域」、「森を生かす区域」、「さとの区域」、「まちの区域」、「歴史的な町の区域」に区分し、「森を守る区域」では開発許可の基準を、その他の区域では地域環境形成基準を定め、森林の保全や緑地の確保等良好な開発の誘導を図っている。また、一部集落等の一定のまとまりのある地区において、住民が主体となって策定した地区のルール（地区整備計画）の認定を行い、より詳細な開発の誘導を行っている。

こうした考え方を基本とし、豊かな自然の保全と活用に配慮し、丹波地域を代表する産業である農林業を振興するとともに、美しい田園景観を守るため、都市計画法に加え、関係法令等との連携により、それぞれの地域に相応しい自然環境と調和した土地利用の誘導を図っていく。

そのため、篠山市役所周辺及びＪＲ篠山口駅周辺、丹波市役所周辺及び柏原周辺等の「まちの区域」や「歴史的な町の区域」に区分された市街地、インターチェンジ周辺、幹線道路沿道等の開発圧力が強い地域においては、用途地域や特定用途制限地域、地区計画等を活用する。

また、その他の地域においては、都市計画法に基づく開発許可制度とあわせ、農用地区域の指定（農業振興地域の整備に関する法律）、保安林の指定（森林法）、自然公園地域の指定（自然公園法）等の規制誘導手法を活用する。

## イ 拠点地区への都市機能の集積・連携

地域全域を対象とした高度な都市機能を集積させる「広域拠点」及び日常の生活圏を対象とした生活に必要な都市機能を集積させる「生活拠点」、生産・流通機能を集積させる「生産・流通拠点」づくりを行い、それぞれを連携、役割分担を行うことで地域全体の都市機能の向上を図る。

## (7) 広域拠点

国・県等の広域行政機能、市役所本所、高度医療、福祉サービス拠点、大規模店舗等の高度な都市機能の集積を図る。

篠山市役所周辺及びＪＲ篠山口駅周辺地区、丹波市役所周辺及び柏原周辺地区

## (8) 生活拠点

コミュニティレベルでの商業、行政、医療、福祉等の日常生活に必要な機能の充実を図る。

西紀周辺地区、今田周辺地区、城東周辺地区、多紀周辺地区、黒井周辺地区、市島・上田周辺地区、佐治周辺地区、井原周辺地区

## (7) 生産・流通拠点

周辺の土地利用に配慮しつつ、生産・流通業務機能の集積を図る。

篠山東部農工団地、篠山中央農工団地、犬飼・初田農工団地、泉工業団地、青垣工業団地、市島町上垣地区、市島町下友政地区、春日町七日市地区、山南工業団地、新井工業団地、氷上工業団地  
ウ 計画的な整備・改善による市街地の質の向上

「まちの区域」及び「歴史的な町の区域」のうち、歴史的な景観の保全と防災性の向上の観点等から一体的な市街地の整備・改善が必要な地区において、まちづくりの手法を活用し、計画的に市街地の質の向上を図る。

## (2) 都市施設に関する方針

## ア 交通施設

京阪神都市圏との交流の促進や京丹波・但馬・丹後地域と連携した広域的な観光振興を図るため、広域交通ネットワーク（広域連携軸）を形成する。このため、北近畿豊岡自動車道の整備により北近畿全体の周遊性を高めるとともに、東播丹波連絡道路の具体化を図り瀬戸内側との代替交通網を強化する。

また、丹波地域内の生活利便性と魅力の向上を図るため、広域拠点と生活拠点を結び相互の機能を補完する交通ネットワーク（地域内連携軸）を形成する。

さらに、鉄道駅と観光施設、生活拠点とのアクセス向上のため、駅周辺等の交通結節機能の向上を図るとともに、高齢者世帯のモビリティを確保するため、路線バスやコミュニティバス、デマンド型乗合タクシー等、日常生活を支える公共交通の維持・充実を図る。

## (7) 広域連携軸

地域内連携軸の機能に加え、広域的な交流と連携を図るため、地域を越えた広域的な人の移動や物流を支える交通の軸として、各地域や各広域拠点との連携を強化する。

舞鶴若狭自動車道、北近畿豊岡自動車道、国道175号、176号、372号、JR福知山線、JR加古川線

## (4) 地域内連携軸

丹波地域内の生活利便性の向上と魅力の強化を図るため、地域内及び日常生活圏内の移動を支える交通の軸として、広域連携軸へのアクセスや各拠点間の連携を強化する。

主要地方道青垣柏原線、篠山山南線

## イ 公園・緑地

豊かな自然を保全するとともに、丹波並木道中央公園や丹波の森づくりの中心拠点である丹波の森公園等の既存施設の維持充実を図る。また、「まちの区域」においては、既存の緑地を生かしながら、河川や史跡と一体となった緑地、公園等を適正に配置しその整備を進める。

## ウ 河川・下水道

「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念・基本方針に基づき、治水・利水・環境に配慮した河川改修を推進する。そのため、頻発する洪水被害に対し、県民の安全安心を確保する河川整備を進めるとともに、人と自然が共生する河川環境の保全と創出を図る。

また、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、生活排水処理計画に基づき、地域特性に応じた、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラント、合併処理浄化槽等の維持管理を進める。

## エ その他の都市施設

廃棄物処理施設は、県民生活や事業活動に必要な施設であることから、周辺土地利用やアクセス等に配慮して適正な立地を推進するとともに、資源の再利用など持続可能な環境適合型社会づくりを推進する。

## (3) 防災に関する方針

これまでの災害の教訓を生かし、被害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合であっても被害を最小限に抑えることのできる災害に強い都市づくりを進める。

このため、兵庫県地域防災計画との整合を図りつつ、都市機能の代替性の確保をはじめ、均衡のとれた都市施設の配置とそれらのネットワーク化、建築物の耐震化、不燃化や都市の緑化、土砂災害対策、総合的な治水対策等を推進する。

## ア 防災拠点の整備とネットワークの形成

災害時の避難・救援活動を円滑にするため、丹波の森公園に広域防災拠点を置き、地域防災拠点となる公共・公益施設等を系統的に配置する。

また、道路、公園、緑地その他のオープンスペースを計画的に配置・整備し、これらをネットワーク化すること等により、防災機能を高める。

さらに、災害発生時、被災時における県民への情報提供システムの更なる充実等を図る。

イ 都市の耐震化・不燃化

歴史的なまちなみ等地域の特性を勘案しつつ、建築物の耐震化、不燃化及び都市の緑化を進める。特に防災上重要な公共建築物等については計画的に耐震化・不燃化を推進する。

また、造成宅地の滑動崩落や擁壁の倒壊等の地震時の宅地被害を防止するため、宅地の耐震性向上を図るとともに、上下水道等のライフラインの耐震化を推進する。

ウ 水害・土砂災害に強い地域づくり

河川の氾濫対策として、自然環境に配慮しながら河積の増大等の整備を進めることとし、内水対策については、河川整備にあわせ推進する。

また、農地の貯水機能の確保、間伐等による森の保水機能向上、ため池の改修による決壊防止等の総合的な防災対策を行う。

土砂災害の危険性が高い箇所については、砂防えん堤等を設置することにより下流への被害の軽減を図る。

さらに、水害や土砂災害の危険性のある区域においては、災害危険区域の指定（建築基準法）、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）等により、警戒避難体制の整備、建築等の制限、移転勧告等を行う。

(4) 景観形成に関する方針

「森を守る区域」や「森を生かす区域」、「さとの区域」においては、森林保全、農地保全を行うとともに、景観法や景観の形成等に関する条例（以下「景観条例」という。）等の活用により、豊かな自然や美しい田園景観を守る。

地域のシンボルロードである「たんば三街道」（デカンショ街道（国道372号）、水分れ街道（国道175号）、丹波の森街道（国道176号、427号）、川代恐竜街道（主要地方道篠山山南線））の沿道等においては、地区整備計画の認定（緑条例）等の土地利用コントロールとあわせ、景観法や景観条例による建築物の形態や意匠の制限、屋外広告物条例による広告物の整序等により、丹波地域に相応しい景観誘導を行う。特に丹南篠山口や氷上等のインターチェンジ周辺等においては、地域の玄関口としての景観形成に配慮する。

また、篠山城跡周辺や柏原周辺等の「歴史的な町の区域」では、景観法や景観条例による城下町や宿場町等の歴史的なまちなみの保全・形成を推進するとともに、伝統的建造物群保存地区の指定等の文化財施策との連携を図る。

さらに、県産木材の活用や緑化を推進し、地域と調和した丹波らしい景観を創出する。

(5) 地域の活性化の方針

「森を生かす区域」や「さとの区域」においては、地域の自然環境を活用した観光農園やクラインガルテン、直売所等の農林業体験施設の整備、空き家となった古民家等の既存ストックの再生・活用、多自然居住等を推進し、都市・農村交流の促進を図る。

また、「まちの区域」や「歴史的な町の区域」においては、古民家や町家の空き家や、廃校となった学校等の再生・活用により、中心市街地の活性化等、地域の魅力の向上を図る。

これら自然環境や既存ストックの活用を促進するとともに、伝統文化や新たな交流イベント等の多様な都市・農村交流の取組に加え、大学との連携による柏原における中心市街地の活性化や佐治のまちづくり、企業との連携による里山の管理等の多様な主体との連携も取り入れつつ、「地域再生大作戦」により住民が主体となった地域の活性化を促進する。



兵庫県告示第1079号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、三木市平田土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成23年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

	氏 名	住 所
退任副理事長	永 尾 博 温	三木市平田326番地
新任副理事長	永 尾 篤 市	三木市平田343番地

## 公 告

## 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成23年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成23年9月21日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人絆の部屋

イ 代表者の氏名 橋 本 邦 子

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市書写台3丁目151番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、特別支援学校を卒業した障害者の支援及び、学校と連携した活動に関する事業を行い、障害者がこれまで以上に社会参加し、地域と共生していくことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成23年9月21日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人NPOベストパートナー神戸

イ 代表者の氏名 木 津 尚 也

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区磯辺通4丁目2-8 田嶋ビル7階F号室

エ 定款に記載された目的

この法人は、非営利団体、公益性の高い団体及び社会的弱者に対して会計サービスの提供及び財務情報の開示の促進といった観点からの連絡、助言又は援助に関する事業を行い、当該対象者個々の能力の向上及び当該対象者全体の社会的信頼性の向上に努めると共に、透明性の高い社会の構築に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成23年9月21日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人太平洋ありきたり水族研究センター

イ 代表者の氏名 松 沢 慶 将

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区松風町6丁目1番8号 ルナメント201

エ 定款に記載された目的

この法人は、希少種よりもむしろ「ありきたり」の生物に重点をおきながら、太平洋における水族の生息状況等をモニタリングし、その変化をいち早く察知して社会に知らせるとともに、水族とその生息環境の回復等に係る調査研究及び普及啓発を行い、水域における生物多様性の保全への貢献を通じて人類が海や川からの自然の恵みを享受し続けることに寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成23年9月21日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人日本保証サポートセンター

イ 代表者の氏名 宇都宮 健 弘

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区中山手通4丁目20番12号

エ 定款に記載された目的

この法人は、日本国民及び国内に居住する外国人に対して、生活の安定・福祉の向上に関する事業を行い、誰もが心豊かに暮らす社会の構築に寄与することを目的とする。

~~~~~



**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成23年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成23年9月21日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人アミひめじ

イ 代表者の氏名 小 坂 学

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市北平野南の町3番34号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者とその家族・地域の高齢者・障害者福祉関連団体に対して、生活支援及び福祉全般に関わる相談支援に関する事業を行い、障害者福祉の増進と障害者を支える地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成23年9月21日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸アスリートタウンクラブ

イ 代表者の氏名 一 北 保五郎

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区吾妻通4丁目1-6 生涯学習支援センター内4階

エ 定款に記載された目的

この法人は、市民一人一人が、自らの健康に関心を持ち、身体のことを知り、自分の健康を自分でつくること出来るようなまちづくりをすすめていく「神戸アスリートタウン構想」のもと、各種スポーツ関連セミナー、スポーツクラブの運営及びスポーツボランティアの育成事業などを通じ、官民一体となって、この構想を実現し、年齢・性別を問わず、すべての市民が明るく、健康で暮らすことが出来るまちづくりの構築に寄与することを目的とする。



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成23年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称（第2工区）

加東市新定字モウゾウ706番3、707番、709番から718番まで、718番1、719番から723番まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

京都市西京区嵐山山ノ下町22番地の17

宗教法人 念佛宗三寶山無量壽寺 代表役員 菱 村 和 彦

奈良市中御門15番地

北 林 正 樹

3 許可年月日及び許可番号

平成23年8月9日

兵庫県指令北播（建）第1-8-3号(22加東)



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成23年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンモール高砂

所在地 高砂市高砂町栄373番地ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称       | 代表者の氏名          | 住所                |
|----------|-----------------|-------------------|
| 菱紙株式会社   | 立 花 純 一         | 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号 |
| 三菱倉庫株式会社 | 岡 本 哲 郎         | 東京都中央区日本橋一丁目19番1号 |
| 合同会社西友   | スティーブン・ヘイズ・デイカス | 東京都北区赤羽二丁目1番1号    |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称     | 代表者の氏名  | 住所                |
|--------|---------|-------------------|
| 菱紙株式会社 | 田 村 眞 人 | 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号 |
| 合同会社西友 | 野 田 亨   | 東京都北区赤羽二丁目1番1号    |

イ 変更後

| 名称     | 代表者の氏名          | 住所                |
|--------|-----------------|-------------------|
| 菱紙株式会社 | 立 花 純 一         | 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号 |
| 合同会社西友 | スティーブン・ヘイズ・デイカス | 東京都北区赤羽二丁目1番1号    |

(2) 駐車場の自動車の出入口の数

ア 変更前

出入口1箇所、入口2箇所、出口2箇所

イ 変更後

出入口2箇所、入口1箇所、出口1箇所

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成23年6月20日ほか

(2) 駐車場の自動車の出入口の数

平成23年9月21日

5 届出年月日

平成23年9月16日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成23年10月11日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年2月13日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成23年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ西宮店

所在地 西宮市浜松原町21番地1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

代表者の氏名 中 山 明 憲

住所 岡山市南区平福一丁目305番地の2

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

| 小売業を行う者の氏名又は名称                                | 開店時刻  | 閉店時刻    |
|-----------------------------------------------|-------|---------|
| 株式会社山陽マルナカ<br>株式会社チヨダ<br>株式会社大創産業<br>株式会社宮脇書店 | 午前10時 | 午後9時50分 |

イ 変更後

| 小売業を行う者の氏名又は名称                                | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|-----------------------------------------------|------|-------|
| 株式会社山陽マルナカ<br>株式会社チヨダ<br>株式会社大創産業<br>株式会社宮脇書店 | 午前9時 | 翌午前0時 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前9時から午後10時まで

イ 変更後

午前8時30分から翌午前0時30分まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

午前6時から午後7時まで

イ 変更後

午前6時から午後8時まで

4 変更年月日

平成23年11月19日

5 届出年月日

平成23年9月13日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成23年10月11日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年2月13日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第49号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を指定し、及び指定した施設を取り消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年10月11日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村上 寿 浩

表宍粟市の項中

「

|            |               |
|------------|---------------|
| 戸原ふれあいセンター | 宍粟市山崎町宇原716   |
| 大谷多目的集会所   | 宍粟市山崎町大谷145-3 |
| 上寺ふれあいの家   | 宍粟市山崎町上寺233-1 |
| 五十波多目的集会施設 | 宍粟市山崎町五十波1070 |

」

を

「

|            |             |
|------------|-------------|
| 戸原ふれあいセンター | 宍粟市山崎町宇原716 |
|------------|-------------|

」

に改め、

「

|              |              |
|--------------|--------------|
| センターちくさ      | 宍粟市千種町千草160  |
| 山崎生きがい創造センター | 宍粟市山崎町鹿沢95-3 |

」

を

「

|         |             |
|---------|-------------|
| センターちくさ | 宍粟市千種町千草160 |
|---------|-------------|

」

に改め、加東市の項中

「

|     |        |             |
|-----|--------|-------------|
| 加東市 | 社四区公民館 | 加東市社 483-9  |
|     | 山国公民館  | 加東市山国1275-2 |
|     | 松尾公民館  | 加東市松尾87     |
|     | 出水公民館  | 加東市出水311    |
|     | 田中公民館  | 加東市田中426-1  |
|     | 鳥居公民館  | 加東市鳥居352-1  |
|     | 貝原公民館  | 加東市貝原131    |
|     | 野村公民館  | 加東市野村925    |
|     | 西垂水公民館 | 加東市西垂水364-1 |

|              |                |
|--------------|----------------|
| 窪田集会所        | 加東市窪田 6        |
| 家原公民館        | 加東市家原365- 1    |
| 上中公民館        | 加東市上中447       |
| 梶原公民館        | 加東市梶原198       |
| 喜田公民館        | 加東市喜田119       |
| 沢部公民館        | 加東市沢部669- 1    |
| 福吉公民館        | 加東市福吉270- 1    |
| 上田公民館        | 加東市上田541       |
| 大門公民館        | 加東市大門642- 2    |
| 西古瀬公民館       | 加東市西古瀬340- 1   |
| 中古瀬公民館       | 加東市中古瀬333- 2   |
| 東古瀬公民館       | 加東市東古瀬579      |
| 屋度公民館        | 加東市屋度52        |
| 東実公民館        | 加東市東実540       |
| 畑地区集会所       | 加東市畑359- 4     |
| 廻淵地区集会所      | 加東市廻淵169       |
| 池之内公民館       | 加東市池之内221- 7   |
| 上久米公民館       | 加東市上久米253-10   |
| 下久米公民館       | 加東市下久米81       |
| 久米集会所        | 加東市久米642       |
| 上三草公民館       | 加東市上三草428- 1   |
| 下三草公民館       | 加東市下三草553- 1   |
| 木梨公民館        | 加東市木梨218       |
| 藤田公民館        | 加東市藤田392       |
| 山口公民館        | 加東市山口151       |
| 馬瀬公民館        | 加東市馬瀬333- 1    |
| 牧野公民館        | 加東市牧野810       |
| 吉馬公民館        | 加東市吉馬1563- 3   |
| 上鴨川公民館       | 加東市上鴨川140      |
| 下鴨川公民館       | 加東市下鴨川209- 4   |
| 平木公民館        | 加東市平木224- 1    |
| 光明寺集落センター    | 加東市上滝野1574     |
| 上滝野公民館       | 加東市上滝野1167- 1  |
| 下滝野公民館       | 加東市下滝野 3 丁目168 |
| 河高交流センター     | 加東市河高4026- 3   |
| 高岡コミュニティセンター | 加東市高岡838       |
| 新町研修センター     | 加東市新町29        |

|                |               |
|----------------|---------------|
| 北野コミュニティセンター   | 加東市北野388      |
| 穂積集落センター       | 加東市穂積395      |
| 稲尾集落センター       | 加東市稲尾197      |
| 曾我公民館          | 加東市曾我120      |
| 多井田公民館         | 加東市多井田538- 1  |
| 滝野文化会館         | 加東市下滝野1369- 1 |
| 常田公民館          | 加東市秋津912      |
| 貞守公民館          | 加東市長貞713- 1   |
| 岡本公民館          | 加東市岡本247- 1   |
| 新定公民館          | 加東市新定936      |
| 厚利公民館          | 加東市厚利163- 3   |
| 大畑公民館          | 加東市大畑459- 2   |
| 森尾集会所          | 加東市岩屋219      |
| 藪集会所           | 加東市藪133       |
| コミュニティセンター東条会館 | 加東市天神625      |

を  
「

|     |                |               |
|-----|----------------|---------------|
| 加東市 | 滝野文化会館         | 加東市下滝野1369- 1 |
|     | 加東市滝野複合施設 会議場  | 加東市下滝野1369- 2 |
|     | コミュニティセンター東条会館 | 加東市天神625      |

に改める。

人 事 委 員 会 公 告

身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験の実施

身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験を次のとおり実施する。

平成23年10月11日

兵庫県人事委員会

1 試験職種、採用予定人員及び勤務先

| 職種      | 採用予定人員 | 勤務先                                                            |
|---------|--------|----------------------------------------------------------------|
| 事務職（初級） | 4名程度   | 1 本庁各課、地方機関等<br>2 教育委員会事務局、県立高等学校等<br>3 県内（神戸市を除く。）の市町組合立小中学校等 |

2 受験資格

次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 昭和56年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者
- (3) 日本国籍を有する者（県内の市町組合立小中学校等勤務のみを希望する者を除く。）
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に掲げる欠格条項に該当しない者

3 試験日及び試験地

- (1) 第1次試験

- ア 試験日  
平成23年11月16日（水）
- イ 試験地  
神戸市内及び姫路市内
- (2) 第2次試験  
別途決定する。  
なお、応募者が少ない場合は、第1次試験日に実施する。
- 4 試験の方法
- (1) 第1次試験
- ア 教養試験  
高等学校卒業程度の一般教養について択一式により行う（点字による受験も認める。）。
- イ 論文試験  
一般的な課題により高等学校卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力、文章表現力・文章構成力について行う（点字による受験や一定の基準に該当する者のパソコン等の使用も認める。）。
- (2) 第2次試験  
口述試験  
個別面接の方法により行う。
- 5 合格者の発表
- (1) 第1次試験  
別途決定する。  
なお、応募者が少ない場合は、第1次試験日に発表する。
- (2) 第2次試験  
平成23年12月2日（金）午後3時  
兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに、受験者全員に郵送により通知する。
- 6 申込手続及び受付期間
- (1) 申込書は、兵庫県人事委員会事務局、各県民局等で配布する。郵送を希望する場合は、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を同封の上、「身体障害者請求」と朱書し、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。  
また、インターネットの兵庫県職員採用情報のホームページでも受験申込書の配布を行う。  
アドレス [http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01\\_000000073.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000073.html)
- (2) 申込方法
- ア インターネットによる場合  
「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、平成23年11月9日（水）頃に発行する。  
アドレス [http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01\\_000000067.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000067.html)
- イ 郵送・持参による場合  
所定の申込書に必要事項を記入し、写真（申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの）を貼り、兵庫県人事委員会事務局へ提出すること。受験票は、申込受付後、平成23年11月9日（水）頃に発送する。
- (3) 受付期間
- ア インターネットによる場合  
平成23年10月13日（木）午前9時から同月24日（月）午後5時まで（受信有効）
- イ 郵送による場合  
平成23年10月13日（木）から同月28日（金）まで（必着）
- ウ 持参による場合  
平成23年10月13日（木）午前9時から同年11月2日（水）午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- 7 試験についての問合せ先  
兵庫県人事委員会事務局職員課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
電話 078-341-7711（内線5920、5921）  
078-362-9349（直通）

## 公 安 委 員 会 告 示

## 兵庫県公安委員会告示第460号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習について、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成23年10月11日

兵庫県公安委員会  
委員長 下 村 俊 子

## 1 講習の種別、実施期日等

## (1) 講習の種別

法第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習

## (2) 実施期日

平成23年11月14日（月）から同月17日（木）までの4日間

## (3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

## (4) 修了考査の実施

講習最終日に、修了考査（40問100分）を実施する。

## 2 受講対象者

受講対象者に制限はない。

## 3 受付期間等

## (1) 受付期間

平成23年10月17日（月）から同月28日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

## (2) 受付定員

40人

## 4 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）

## 5 申込時の提出書類

## (1) 機械警備業務管理者講習受講申込書1通

## (2) 顔写真を貼付した履歴書1通

## 6 受講手数料

38,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

## 7 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

## 8 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受付定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、機械警備業務管理者講習受講申込書の記載に誤りのないようすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

## 9 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

社団法人兵庫県警備業協会

## 10 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（078）341-7441 内線3046

(3) 社団法人兵庫県警備業協会

電話（078）252-0166